九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

我が国における学校行事の成立と展開に関する考察ー今日的な学校行事の枠組み及び機能の形成過程を中心にー

余公，裕次
九州大学大学院博士後期課程

https://hdl.handle.net/2324/1928656

出版情報：九州地区国立大学教育系・文系研究論文集. 1 (1), pp.No.5-, 2013-10. 九州地区国立大学間の連携に係る企画委員会リポジトリ部会
バージョン：
権利関係：Creative Commons Attribution-NonCommercial-NoDerivatives

KYUSHU UNIVERSITY

我が国における学校行事の成立と展開に関する考察
－今日的な学校行事の枠組み及び機能の形成過程を中心に－

余公　裕次（九州大学大学院博士後期課程）

はじめに
Ⅰ．計画的な諸行事としての枠組みの形成
　１．近代学校成立以前の学校行事（明治前期以前）
　２．近代学校成立期の学校行事（明治期前期）
　３．明治期後期以降の学校行事
　４．「学校行事」の呼称の発生と価値付けについて
Ⅱ．教育課程上の学校行事の形成
　１．1947 年『学習指導要領一般編（試案）』における「自由研究」と学校行事の位置付け
　２．1951 年『学習指導要領一般編（試案）』における「教科以外の活動」（小学校）と学校行事の位置付け
　３．1958 年『小学校学習指導要領』における「特別教育活動」及び「学校行事等」の枠組み
　４．1968 年『小学校学習指導要領』における「特別活動」への位置付け
Ⅲ．教育課程上の学校行事に位置付けられた機能の形成
　１．「関連性」をもつ機能の形成　　２．「集団性」に関する機能の形成
　３．「自律性」に関する機能の形成
おわりに

はじめに

我が国の小学校，中学校，高等学校等の各学校において，学校行事は児童生徒への有効な教育活動とみなされ実施されてきた。第二次世界大戦後は，『学習指導要領』等で教育課程に位置付けられるようになり，実施の在り方も変化しながら今日に至っている。

しかし，単に「学校行事」と言っても，立場や見方で随分異なってくる。今日の小学校，中学校，高等学校に勤務する教員であれば，教育課程編成上遵守すべき『学習指導要領』の特別活動の領域における捉え方を余儀なくされる。これが，学校関係者であっても保護者等，教職員以外の立場になると，参観日等が加わり，学校種が幼稚園等にまで広がると誕生会や栽培の収穫活動等も位置付けられる。また，学校行事の定義や概念についても確立されているとは言えず(1)，第二次世界大戦前から戦後にかけての変化を踏まえた分析も

ほとんどなされていない。特に，学校行事の枠組みの捉え方の形成過程や，教育課程に位置付けられる上での学校行事の機能の形成過程を検討した研究は見当たらない。そこで，本稿では，学校行事の今日的な枠組みや，第二次世界大戦後の教育課程に位置付けられた学校行事の特質や働き，即ち機能はどのようなものかを検討する。そして，それらは学校行事の形成過程でどのように教育的な価値付けが成されてきたのかを考察したい。

まず，学校行事の概念を，今日的な枠組みとして２点から整理する。なお，今日的な枠組みの事例として，例えば「各学校の実施時数が明確化された教育課程上の学校行事」の捉え方等も指摘される(2)が，本稿では後述する一般的な２つの捉え方を中心に論考する。１つ目は「学校の年間計画に基づいて折々に実施される教育活動」，即ち，計画的な学校の諸行事としての枠組みである。「教育的行事」や「学校の年中行事」，「『学校の行事』であり，学校で恒例としてとり行う催しごと」，「広義の学校行事」等，様々な用語で表現されてきた(3)。２つ目は「第二次世界大戦後の『学習指導要領』で小学校，中学校，高等学校の各学校の教育課程に位置付けられた学校行事」の枠組みである。さらに，第二次世界大戦後，教育課程に位置付けられた学校行事の特質とも言うべき「機能」が，どのように形成され，『学習指導要領』のどの改訂時期に登場し位置付けられたのか，その過程を明らかにする。これらの究明に当たり，第二次世界大戦期までは，『小学校事彙』をはじめとして，明治期から大正，昭和期における，個々の行事或いは学校行事全体の指導体系や実施の在り方に言及した種々の文献等を調査する。調査の主たる学校種の対象は小学校とした。また，大戦後は，小学校を中心とした『学習指導要領』の変遷を中心に，学校行事の特質としての機能が位置付けられた過程を明らかにする。

Ⅰ．計画的な学校の諸行事としての枠組みの形成

１．近代学校成立以前の学校行事（明治前期以前）

我が国の学校には，「古くから学校行事なる概念が成立していたわけではない」とされている(4)。

寺子屋等の手習塾や藩校に代表される近世以前の学校は，多数の子どもが通学していても「基本的には個人教授の集合体」に過ぎなかった(5)。そのような中でも，原初形態としての祭儀として「釈奠」（藩校）や「天神講」（手習塾），学習に関連した「講書初・殿試」（藩校）や「席書・書初」（手習塾）といった，集団的・教育的な行事は存在した。ただし，それぞれの行事は，儀礼として日常の学習活動に節目をつくる慣習的な行事であったことが窺われる。

２．近代学校成立期の学校行事（明治期前期）

学制制定（1872 年）時期の学校の行事は，今日的な様相とは随分異なる。当時，我が国の学校の本務は，西欧諸国に追いつく学業の成果を専らとしたため，教授に関する行事として「試験」が最も重視されることとなった(6)。明治 10 年代までこの試験中心の行事の在り方が継続された。

３．明治期後期以降の学校行事

1890 年（明治 23 年）10 月 7 日勅令（第 215 号小学校令）における小学校「祝日大祭日ノ儀式ニ関スル規定」により，祝日における儀式を小学校で行うことが義務付けられた。また，試験制度も廃止され，学校行事は様々に登場し展開されるようになる。

明治期の小学校の教育事情や学校運営の在り方を総合的に著した『小学校事彙』では，学校行事に相当する事項として，「遠足」「運動會」「學藝會」「修學旅行」「學暦」が掲載されている[(7)]。特に学暦（学校暦）について，「學暦とは，學校に於ける年中行事の豫定一覧表なり」[(8)]とし，各都府県師範学校附属小学校等の学校暦の実例を掲げてその作成の重要性を説いている。

これらの学校暦に位置付けられた教育活動や事業の総体を「学校行事」に相当する概念として捉えるようになったことが窺われる。

４．「学校行事」の呼称の発生と価値付けについて

次に，「学校行事」の名称が使われるようになる時期とその名称の意味や目的について考察する。

まず，「学校行事」の名称が使われるようになる時期について，使用された文献の調査を行った。東京高等師範訓導であった中島銻三郎と京都府天田郡視学であった今川仙之助の著書『小学校行事の研究』が 1917 年（大正６年）２月に出版されている。ここでは，「学校行事の系統を明(ママ)かにし，（途中略）航海者の羅針盤と海図のやうなものである。」[(9)]と学校行事の性格を説明している。さらに，学校行事は「日行事」「週行事」「月行事」「学期行事」「学年中行事」の５種であるとし，一日の学校生活及び活動から年間の学校暦に至るまでを網羅して記述している。総じて，学校暦に予定として位置付けた計画的な教育活動を「学校行事」としている。

同じく 1917 年（大正６年）に乙竹岩三が『教育科教科書学校管理法』を著し，第四編「小学校行事の実際」の中で，教授や訓練に関する行事について説明している[(10)]。管見する限りにおいて，これらが著された 1910 年代，即ち大正期を，「学校行事」の名称が使われるようになった時期であると考える。

法規上に学校行事が位置付けられたのは，昭和 16 年「国民学校令施行規則」においてである。ここにおいて「儀式，学校行事等ヲ重ンジ之ヲ教科ト併セ一体トシテ教育ノ実ヲ挙グリニ力ムベシ」[(11)]と示された。この規定から，第二次世界大戦前における「学校行事」は，「儀式」と一線を画していることが窺われる。

では，この当時，「学校行事」に価値付けられたこと，即ち「学校行事」の目的は何であったのか。

明治期から形成されてきた個々の学校行事（運動会や学芸会等）は，その変遷の過程で内容や実施の在り方が変化してきたが，それぞれの目的は折々に述べられてきた。明治期の運動会は，遊戯競争的種目等も盛んに実施された[(12)]が，言わば「身體の鍛錬」の場であり「平素の運動遊戯を演ずる」場[(13)]であるとされた。同時期の学芸会は「平素学習せる學藝を公會の席に於て表演せしむるもの」[(14)]であった。大正期・昭和初期には学校の就学率や施設の充実に伴い個々の行事も充実，発展した。それが，1941 年の「国民学校令並ニ国民学校令施行規則制定ノ要旨」では「教科ノミナラズ教科課程外ノ儀式行事等モ一体トシ

テ学校生活ヲ挙ゲテ国民錬成ノ実ヲ収メンコトヲ期シタリ」[15]と示され，儀式や学校行事を「国民錬成」を達成するための手段であると示している。国民学校令等に先駆けて出版された『国民学校行事の研究』では，行事の実施によって皇国民錬成に当たって「修練する態度」として次の4点を掲げている。①随順，②和議，③敬虔厳粛，④師弟同行の精神[16]である。これらの態度を身に付けさせることで「皇国民錬成」の目的を達成させようとしたことが窺われる。

これらの検討から，次のようなことが明らかになった。

一　学校行事の名称は1910年代（大正期）に一般的になったこと。また，1941年（昭和16年）に，「儀式」と「儀式以外の学校行事」が区別されて法規上に位置付けられたこと。

二　「学校の諸行事」は，明治期後期に形成されてきた儀式，運動会，学芸会等の，個々に価値付けられた行事が，学校暦等の教育計画に位置付けられた教育活動であると同時にその全体でもあること。

三　1940年前後には，「儀式」と「儀式以外の学校行事」が「皇国民を錬成する」目的を達成する手段として考えられたこと。

本稿の冒頭で述べた「学校の諸行事としての枠組み」は，大正期に一般化し，その多くの活動や場は，1940年前後から，皇国民を錬成する手段として捉えられるようになったのである。

Ⅱ．教育課程上の学校行事の形成

第二次世界大戦後，1947年（昭和22年）4月に学校教育法が実施されるまで，国民学校は名目上存続したが，学校教育における儀式及び学校行事の体系は崩壊し，民主化の過程で再構成されることになった。実際には，戦後の新教育課程の指標となる1947年（昭和22年）及び1951年（昭和26年）の『学習指導要領一般編（試案）』では，学校行事の明確な位置付けはなされていない。しかし，これらの時期から今日の特別活動等の領域に位置付けられるまでの枠組みと今日的な学校行事の特徴が形成されてきたことは間違いない。そこで，小学校に関してこれらを年代順に掲げると，

① 1947年（昭和22年）『学習指導要領一般編（試案）』における「自由研究」との関係

② 1951年（昭和26年）『学習指導要領一般編（試案）』における「教科以外の活動」との関係

③ 1958年（昭和33年）『小学校学習指導要領』における「特別教育活動」及び「学校行事等」

④ 1968年（昭和43年）『小学校学習指導要領』における「特別活動」への位置付け

となる。1977年（昭和52年）の改訂以後は，特別活動内での領域毎の再編成が行われる。

本章では，1968年（昭和43年）の『学習指導要領』までの教科以外の活動の変遷を通して，今日的な学校行事の枠組みの形成過程を明らかにする。

１．1947年『学習指導要領一般編（試案）』における「自由研究」と学校行事の位置付け

1947年（昭和22年）に第二次世界大戦後の学校教育の教科課程・教育内容及び取り扱

いを示す『学習指導要領一般編（試案）』が出された。その教科の一つとして示されたのが「自由研究」である。小学校では第４学年以上に年間 70 ～ 140 時間設けられた。内容は，次の３点である[17]。

①個人の興味と能力に応じた教科の発展としての自由な学習。

②同好のものが集まって自由な学習を進める組織としてのクラブによる活動。

③前二者とは無関係な当番の仕事や，学級委員としての仕事。（昭和 26 年『学習指導要領一般編（試案）』の説明では「学級要員」と記載している。）

「自由研究」が最も強調していた目的の中心は①にあった。②は①を具現化する一つの形態，或いは①とは無関係の活動であり，③は①や②を補完する活動，或いは無関係の活動であった。これらは，後の特別教育活動や特別活動の内容に関連するものであったが，学校行事と直接関連する内容項目はない。

学校行事に関する記述は，「学芸会」「全校運動会」を例示して，これらの教育的価値を認める場合には一年間の計画の中で，指導の時間を工夫して配当し効果ある指導がなされることを述べている。その一方で，戦時中まで「皇国民錬成」のために重視された儀式は取り扱われていない。唐沢富太郎は，「昭和 20 年８月の終戦を契機として，それまでの学校行事の体系は崩壊し，まずそれまで最も重大視されてきた祝日大祭日行事のいっさいがなくなった。」と述べている[18]。では，祝日大祭日儀式及びそれ以外の学校儀式もなくなったのであろうか。山田真紀の調査によると，1946 年（昭和 21 年）の三重県知事から学校教育局長への問い合わせ「四大節に於ける学校挙式はいかにすべきか」に対する返答が「目下研究中」としながらも「差当り挙式の内容順序については，学校長の識見に於て措置することが妥当」と回答され，「祝日に儀式を行うという枠組みはしばらくは存続していた」と結論付けられている[19]。1947 年前後の時期は，慣習的に儀式を実施していたと捉えることが妥当である。

他の運動会，学芸会，修学旅行等の再開，実施については，戦禍の影響や戦後の混乱により地域差や学校差があったことはやむを得ない。教育環境が復興される過程で各々の教育活動も復興・再開された[20]。

学校行事は，民主化の過程を経つつも第二次世界大戦前からの枠組みは継承されたと考えられる。

２．1951年『学習指導要領一般編（試案）』における「教科以外の活動」（小学校）と学校行事の位置付け

1951 年（昭和 26 年）の改訂では，先の「自由研究」が，小学校では「教科以外の活動」，中学校及び高等学校では「特別教育活動」に改編された。ただし，授業時数は示されていない。小学校の「教科以外の活動」では，「自由研究」の３つの柱（①教科の発展としての自由な学習，②クラブ組織などの活動，③当番の仕事や学級委員の仕事）の②と③を重視することとなった[21]。また，可能な内容については，下位の学年でも実施することができるようになった。

「自由研究」の主な目的は①にあり，②と③は消極的な取り扱いであった[22]が，実際の学校では，「自由研究」の時間は，第４学年以上のクラブ形式をとっていた[23]。「教科以外の活動」では，この②や③を教育的に有効な活動として取り上げることになった。後年

取り上げられる集団性の特質についての言及は（中学校等の記述を除いて）あまり見られない。しかし，児童会や委員会，児童集会，学級会，クラブ活動等，学級を単位とした活動や学年，通年制の活動に言及しており，教科以外の活動の重視，集団の規模や学校規模の集団活動への言及が見られる。また，教科の学習と教科以外の教育活動により教育目標，教育内容及び取り扱いが図られることになった。このことにより，前回試案の「教科課程」から脱し，学習指導要領が，教育課程の基準を示すことも明確に打ち出された。

ここでは，学校行事の事項は設けられていないが，「特別な教科の学習と関係なく，現に学校が実施しており，また実施すべきであると思われる教育活動」として，「児童全体の集会，児童の種々な委員会，遠足，学芸会，展覧会，音楽会，自由な読書，いろいろなクラブ活動等」が掲げられている(24)。今回の「教科以外の活動」の領域に設けられた活動と「遠足」や「学芸会」等の学校行事が並列されている。このことから，これらの学校行事が重視されつつあったことと，実際の学校では実施されていたことが分かる(25)。

しかし，実際に実施されていた儀式についての記述は，少なくともこの試案では言及されていない。前回の試案と同様，学校の民主化が進められる過程で，戦前・戦時中に「皇国民錬成」及び戦時色を反映していた行事を例示することが避けられたのではないかということが窺われる。

３．1958年『小学校学習指導要領』における「特別教育活動」及び「学校行事等」の枠組み

1958 年（昭和 33 年）に改訂された『小学校学習指導要領』は，それまでの試案とは異なり，文部省から告示されることとなった。このことから学習指導要領は，我が国の教育課程の基準として法的な拘束力をもつことになった。

今回の改訂では，それまで小学校で「教科以外の活動」とされていた領域が，中学校及び高等学校と同様に「特別教育活動」として位置付けられるようになった。そして，「学校行事等」が，教科，道徳，特別教育活動と並ぶ領域となった。

「学校行事等」の目標は，極めて概括的に示された。それは，次の４点に整理される。①各教科，道徳および特別教育活動のほかに，これらとあいまって，小学校教育の目標を達成するものであること。②学校が計画し実施する活動であること。③児童の心身の健全な発達を図ること。④学校生活の充実と発展に資すること。

「学校行事等」の内容は，儀式，学芸的行事，保健安全的行事，遠足，学校給食，その他上記の目標を達成する教育活動とされた(26)。引き続き出された『小学校学校行事等指導書』では，学校行事等の内容の種類について，次のようなものが挙げられている(27)。
①儀式；入学式，卒業式，始業式，終業式，国民の祝日における儀式，開校記念日における儀式その他。②学芸的行事；学芸会，音楽会，展覧会その他。③保健安全的行事；運動会その他。④遠足；遠足，見学その他。⑤学校給食。⑥その他の活動；朝会，大そうじ，映画鑑賞会，待避などの諸訓練，健康診断などの諸検査その他。これらの内容を大別すると，①から④までが「学校行事」であり，⑤と⑥が「等」となる。これらを合わせて「学校行事等」と示されたことが分かる。

ここで，特別教育活動の目標と内容を検討する。今回の改訂で特別教育活動に示されたことが，その後の学校行事の目標や内容と密接に関連するからである。特別教育活動の目

標は大きく３点から示されている[28]。

①児童の自発的，自治的な活動を通して，自主的な生活態度を養い，社会性の育成を図る。

②所属する集団の運営に積極的に参加し，その向上発展に尽くすことができるようにする。

③実践活動を通して，個性の伸長を図り，心身ともに健康な生活ができるようにする。

また，特別教育活動の内容は，Ａ児童会活動，Ｂ学級会活動，Ｃクラブ活動の三つから構成された。これらは，子どもの自主性，集団性を重視した実践活動である。

前回の試案で「教科以外の活動」が教育課程の領域として示された。今回の改訂では，この教科以外の活動を「特別教育活動」と「学校行事等」で構成した。その枠組みを次の３点から整理する。

一　児童の自主的活動は「特別教育活動」に整理されたこと。

二　「学校行事等」において，学校が計画し実施する全校，学年規模の大規模な活動は，学校行事として整理できること。

三　「学校行事等」において，学校が計画し実施する諸活動を「学校行事等」の「等」に整理できること。

ただし，学校行事等と特別教育活動には，前回の試案同様，それらに充てる授業時数が配当されておらず，「年間，学期，月，または週ごとに適切な授業時数を配置することが望ましいこと」と「それら（特別教育活動及び学校行事等）の実施によって，各教科および道徳に充てる授業時数，上掲(1)（省略）の表に示される最低授業時数を下らないようにすること」となった[29]。即ち，各教科と道徳の授業の最低時数が義務付けられたことから，特別教育活動及び学校行事等の時数は，総授業時数から各教科及び道徳の授業時数を差し引いた残りの時間で実施せざるを得なくなったのである。

また，特別教育活動で取り上げた「集団性」の機能については，この時点では「学校行事等」で積極的に言及されてはいない。明確に述べられていることは，「児童の活動」が前提であったということである。「小学校学校行事等指導書」には，「家庭訪問，教師の研修会などのように，児童の活動が直接含まれていないものは，たとえそれが学校としての行事であっても，教育課程としての学校行事とは考えられないのである。」[30]と述べられている。これらのことから，学校暦の行事とは一線を画した，教育課程における学校行事の枠組みが形成されたと考えられる。即ち，1947 年（昭和 22 年）の試案の中で例示されたものが，1951 年（昭和 26 年）の教育課程における教科以外の教育活動として採り上げられ，1958 年（昭和 33 年）の改訂により，「学校が計画し実施する，児童の活動が直接含まれる教育活動」として位置付けられた。ただし，学校行事以外の「学校が計画し実施する活動」（後の「学級指導」の内容）も含まれる領域として「学校行事等」の名称で教育課程に位置付けられたのである。

では，学校現場では，このような枠組みに即応し，教育課程上に位置付けられる学校行事を，他の諸行事と区別したのであろうか。髙野ら（1959）は学校行事の調査研究で，全国教育調査研究会による〈学校行事の問題点についてのアンケート〉の結果の一部を引用している。それによると，

①問題の多い学校行事

・小学校　１　学芸会　　２　校外学習　　３　運動会　　４　水泳指導

・中学校　１　運動会(対外大会を含む)　　２　修学旅行　３　学芸会あるいは文化祭

４　水泳登山指導

②日課を乱すことの多い学校行事

・小学校　１　運動会　　２　学芸会

３　官庁・団体等の作品募集

・中学校　１　運動会　　２　学芸会及文化祭　　３　教師の公私研究発表会[31]

が掲げられている。

また，高野自身が調査した東京都Ａ小学校の「年間学校行事計画予定」と行事時数を掲げる[32]。ここで言う「学校行事」の種類と時数は，総じて，学校暦上の諸行事に相当するものである。高野らは「行事の概念規定などの違いもみられるので，ここではその評価は保留しておきたい。」と，学校行事としての妥当性についての評価を差し控えている。即ち，この時期には，教育課程上の学校行事の枠組みが浸透していないことが分かる。その原因は，文部省等から学校行事等の時数が示されていないことにも起因している。このことは，今日の「学校行事の縮減化」の問題にも関係する[33]。今後の研究課題とする。

表　年間学校行事計画予定／東京都Ａ小学校

月	主要行事
四	始業式，入学式，児童会結成，身体検査
五	憲法記念日，子供の日，開校記念日，小運動会 PTA総会，校外教授
六	口腔衛生週間，検便，図書館落成式
七	予防注射，プール開き，終業式
八	夏季施設行事　｛プール，岩井臨海学校，井の頭 林間学校，日光高原学校，等｝
九	始業式，夏季作品展，プール納め
十	運動会，校外教授，本校放送記念日
十一	文化の日，三十周年記念式典及学芸会，展覧会 勤労感謝の日，球技大会，分区運動会，区音楽会
十二	区芸能祭，給食記念日，終業式
一	元旦，始業式，書初展，成人の日
二	新一年予備検査，中央展
三	新一年父兄会，桃の節句，修卒業式

○年行事 全学年　38時間（共通）
○週行事　　１年 281時間　　２・３年 292時間
４年 311時間　　５年 318時間　　６年　　330時間

［高野編「学校行事活動の研究」(1959) p.9をもとに作成］

４．1968年『小学校学習指導要領』におけ　る「特別活動」への位置付け

1968 年（昭和 43 年）の改訂で，「特別活動」の領域が新設され，特別教育活動と学校行事等が統合された。さらに，学校行事等は「学校行事」と「等」が区別され再編された。即ち，学校が計画し実施する「学校行事」は，特別活動の一つの領域になり，新たに目標や内容が設けられた。そして，「学校が計画し実施する活動」の学校行事以外の活動が「等」であり，これを特別活動の一つの領域として「学級指導」に再編した。ただし，実際には「等」の中に掲げられていた「退避等の諸訓練」等は，その後学校行事の領域に位置付けられることなる。

この統合は，学校行事が「学校が計画」する活動から「児童の主体性を尊重」し，各教科等で個々にはぐくまれる諸能力を綜合的に伸張する「体験的集団活動」に変換する契機となった。この点において，「学校行事」は，今日的な教育課程上の枠組みを形成することになる。即ち，特別活動の特質である集団性に帰属し，全人教育を目指す目標，全校・学年規模の児童活動を擁する内容，実施上の取り扱いを配する枠組みである。

Ⅲ．教育課程上の学校行事の機能に関する枠組みの形成

本章では，教育課程上に位置付けられた学校行事が備えるべき特質や働き等の機能につ

いて整理し，その機能がどの改訂時期からいかにして形成されてきたかを考察する。

1958 年（昭和 33 年）以来，学校行事は教育課程上に位置付けられた領域である。しかし，その時数配当が学校教育法施行規則で定められたことはなく，基本要件も概括的である。例えば，領域全体の目標及び各内容の目標が，小学校の６年間ないし中学校，高等学校の３年間を通じて同じである。各学年毎の目標や内容の細目がないという領域は，特別活動と現行の総合的な学習の時間以外の教科・領域には見られないことである。学校行事は，全校児童や当該学年全体を対象とし，年間を通じて多岐にわたる内容を実施する。これらの実施に当たっては，学校行事の目標が達成されるように仕組まれなければならない。本章では，特に，第二次世界大戦後の史的変遷過程の検討を踏まえて，学校行事が教育課程に位置付けられる上で求められる機能を究明する。また，学校行事を位置付ける一つ一つの機能の理解を深める方法として，相反する軸も考察する。即ち，相反する阻害要因についても検討を加え，それぞれの軸において必要とされる機能の明確化を図る。即ち，①「関連性－独立性」，②「集団性－個」，③「自律性－他律性」の軸である。

図　1958年『小学校学習指導要領』における４領域の関係，及び今日的な運動会と他の教科・領域との関連

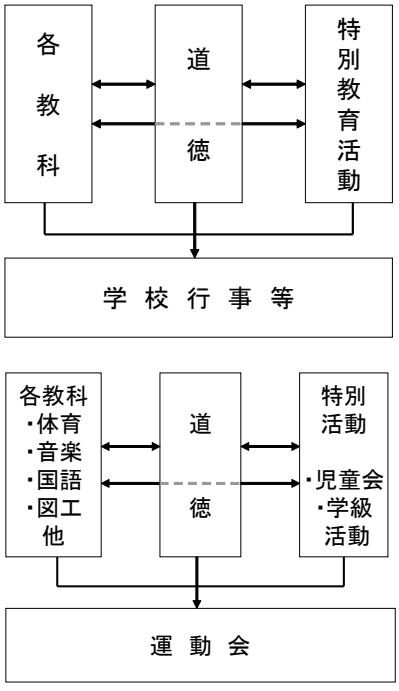

［筆者作成］

１.「関連性」をもつ機能の形成

1958 年（昭和 33 年）の『学習指導要領』では，「学校行事等」の目標について「各教科，道徳，および特別教育活動のほかに，これらとあいまって小学校の教育目標を達成するために，学校が計画し実施する活動とし，児童の心身の健全な発達を図り，あわせて学校生活の充実と発展に資する。」と記された。目標の端的な内容は「児童の心身の健全な発達を図」ることと，「学校生活の充実と発展に資する」の２つの箇所である。これは，教育活動としての学校行事等の性格を特徴付けた内容としては示されていない。寧ろ，全体の記述において他の教科・領域の相互関係が示された機能と考えられる。この関係を示したものが右図である。また，学校行事等の内容として，「儀式」，「学芸的行事」，「保健体育的行事」，「遠足」（中学校では「遠足・修学旅行」），「学校給食」，「その他上記の目標を達成する教育活動」の６つの種類が示された。「その他の活動」の小学校の例としては，「朝会，学校図書館活動，映画鑑賞会などの集団視聴，大そうじ，退避などの諸訓練，健康診断などの諸検査」が挙げられた(34)。また，それらの計画や実施にあたっては「集団行動における児童の規律的な態度を育てること」が掲げられ，その後の特別活動の領域で目的化する「集団活動」の前提が既に萌芽として示されている。ただし，目標や指導の原理が示されているわけではなく，集団における行動様式等を身に付けさせるためのものである。

「関連性」と相反する軸は何か。「関連性」の乏しいことを示す特性ないし機能として，単独的な「独立性」が想定される。「独立性」とは，その学校行事が，ほとんど他教科・

領域との関連が図られずにその活動や時間だけで完結してしまうことを指す。例えば，健康診断は，戦前から実施されており，今日では健康安全・体育的行事の中に挙げられる。現実には，学校保健安全に関係する法規で規定されたものであり，諸学校で必ず実施されなければならない。そして，多くの場合，他の教科・領域（保健体育・学級活動の内容(2)等）の指導以外で関連して取り扱われることは少ない。

２.「集団性」に関する機能の形成

この機能は，学校行事の特質を示しているだけでなく，「機能的な概念を併せ持っていること」に関連している特別活動の原理でもある[(35)]。一方，「集団性」に相対する特質ないし対概念は「個」である。今日の学校行事ないし特別活動は，「集団性」と「個」の両者を内包する関係で捉えている。即ち，個の立場で集団を見つめ「集団の一員としての自覚（態度）を深める」或いは「集団への所属感を深め」ることを目的とする活動であると定義している。また，時期が遡るに伴って「集団性」の理論に拠らない「個」の態度形成を図ろうとする傾向になる。この点において，学校行事及び特別活動の「個」は，常に集団の中での位置付けや集団との関係を問うものであり，「個の理解」を重視する他の教科学習と決定的に異なっている。学校行事における集団の規模は，全校児童生徒ないし学年児童生徒であり，特別活動の他の領域と比べても群を抜いた規模の大きさである。この大規模な集団性形成活動の要件は，1968 年（昭和 43 年）改訂の『小学校学習指導要領』［学校行事］において，目標の具現化のための記述(2)で「集団への所属感を深めさせるとともに，集団行動における望ましい態度を育てる。」こととして示されるようになった[(36)]。換言すれば，学校行事の目標には，これ以前には集団性に関する記述は取り入れられていない。つまり，集団活動を前提とする活動であるという原則は，1958 年（昭和 33 年）以前の学習指導要領や指導書等には，積極的な立場としては認めることができない。1947 年（昭和 22 年）「試案」時の「自由研究」や，1951 年（昭和 26）年時の小学校の「教科以外の活動」（中学校，高等学校では「特別教育活動」）と関連させることで，集団性を機能させた活動の萌芽を窺い知る程度である。また，1960 年（昭和 35 年）の『小学校学校行事等指導書』において「このような学校行事等は，おそらく学校の歴史とともに，古い沿革をもつものであり，その教育的価値はひろく認められてきたものであった。」[(37)]と述べられてあるが，そもそも，今日の我が国における諸学校で規定されている学校行事は，学校の発生と共に自然発生的に創造されたとは考え難い。集団に対する啓発的，一斉的な教育活動という捉え方において，我が国の学校行事は，近代学校教育の成立に伴い，効果的な教育の場として捉えられ實施されてきたと言える。

３.「自律性」に関する機能

特別活動の原理の一つに，自主的，実践的活動であることが挙げられる。これらはさらに「自発的，自治的」な活動や内容にまで高めて論じられる。このことを「自律性」の機能と捉える。この機能は，1951 年（昭和 26 年）以降の「教科以外の活動」及び「特別教育活動」と関連して学校行事を実施する場合にしばしば取り上げられた。この機能が明確に位置付けられるのは，1968 年（昭和 43 年）改訂時に学校行事が特別活動の領域に統合された時点である。しかし，同時に，特別活動には，それまでの特別教育活動で重視され

た「児童の自発的，自治的活動」を特質とする自律的な活動と，「教師の指導を中心とした児童の実践的活動」を特質とする他律的な活動とが存在することになった。学校行事は，後者に挙げられる最たるものとして位置付けられてきたのである(38)。このことは，「他律性」を重視されてきた学校行事と，「自律性」を重視する特別活動と相反する矛盾を孕むことになる。特別活動全体の目標は，特別教育活動の趣旨を前提としたものだからである。

学校行事は，1958 年（昭和 33 年）の学習指導要領で定義されたように「学校が計画し実施する教育活動」であり，「自律性」よりも「他律性」が強調される。さらに，特別活動はしばしば学級活動と混同して取り扱われる。例えば，学校教育法施行規則別表では，1968 年（昭和 43 年）以来，一貫して「特別活動」と表記されている。特別活動と学校行事の時数等が曖昧なまま看過されてきたことが，学校行事の機能が十分に検討されずに，或いは重視されずに縮減されていく一因にもなっている。特別活動の他の領域は，「特別教育活動」以来，自律性の機能が重視されてきた。指導内容の特質が異なる学校行事を実施する過程において，「自律性－他律性」の軸をどちらに傾斜させるか，或いは両者のバランスをとって実施するかということは，児童生徒の主体性にかかわる活動か否かという点において，教育課程編成上で非常に重要な問題なのである。

おわりに

我が国の小学校において，計画的な学校の諸行事としての枠組みは明治期後期に形成され始め，大正期に「学校行事」の名称も登場した。学校行事の名称が法規上に示されるのは 1941 年（昭和 16 年）であるが，法規上の「学校行事」は儀式と区別されて示された。

教育課程上の学校行事の枠組みは，1958 年（昭和 33 年）に「学校が計画，実施する活動」であり「児童の活動が直接含まれる教育活動」として位置付けられる。しかし，その枠組みは，学級集団単位のものも含まれたため，1968 年（昭和 43 年）の特別活動の領域の一つに位置付けられることによって，今日的な枠組みを形成するに至った。

さらに，教育課程上に位置付ける学校行事の機能の形成とそれぞれ３つの対になる軸からの考察をした。即ち，①「関連性－独立性」，②「集団性－個」，③「自律性－他律性」の軸である。「関連性」をもつ機能は，1958 年（昭和 33 年）の『学習指導要領』で明確に示された。ただし，運動会や学芸会等の行事には，体育や各教科の成果発表の場であることが内包され，関連性の機能の萌芽は，第二次世界大戦前にも当然散見される。「集団性」に関する機能は，1958 年（昭和 43 年）の『学習指導要領』に示され登場した。その萌芽は，1947 年（昭和 22 年）「試案」の「自由研究」や 1951 年（昭和 26 年）「試案」の「教科以外の活動」「特別教育活動」との関連的な扱いの中に窺われる。なお，第二次世界大戦前の「臣民」ないし「皇国民」を育成する儀式，学校行事もその「集団活動」に則ったものであるが，本稿では戦後の「望ましい集団活動」に即したポジティブな「集団性」の形成に絞っている。「自律性」に関する機能は，1968 年（昭和 43 年）に特別活動の領域に統合されることによって「他律性」とともに内包されるようになった。学校行事が内包する「自律性」と「他律性」の相関的な仕組みは歴史的な変遷とも密接につながっている。

学校行事の特質や働きを機能に関する３つの軸として整理したが，この機能が具体的に

指し示すものについては，さらに検討する必要がある。しかし，この３つの機能の軸を検討することは，今日的な学校行事の縮減化の問題等に密接に関連していると考えられる。今日，学校行事に関して「行事体験を通して子どもたちは何を身に付けてきたのか」という課題が問われている。それらの解決の方向も見据えながら今後の研究を進めていく必要がある。

【註】

(1) 佐藤秀夫は，「『学校行事』についての教育学的に十分に吟味された定義は，必ずしも確立しているとはいえない」とし，第二次世界大戦後の主たる教育事典（４点）の定義について批判的に検討している。（佐藤秀夫編『日本の教育課題〈第５巻　学校行事を見直す〉』東京法令出版，2002 年，p.4。）余公裕次は，これらをさらに検討し，学校行事の概念を「学校の教科外教育活動の一種で，（途中省略）学校の教育計画に基づいて折折に実施される教育活動（後半省略）。」等に整理したが，第二次世界大戦前の史的形成過程を踏まえた検討には至っていない。（余公裕次「我が国における学校行事の今後の展望に関する考察－小学校の学校行事を中心に－」『九州教育経営学会紀要』第 16 号，2010 年，p.125。）

(2) 同上論文，p.127。

(3) 唐澤富太郎は，「学校行事等の変遷」において，時期区分した各章のタイトルに「教育的行事」の用語を用いている。（唐澤富太郎「学校行事等の変遷」宇留田敬一編『学校行事等実務事典』文教書院，1966 年，pp.23-40。）山田真紀・藤田英典は，学校の「年間行事予定表」に記載されている学校の行事を「広義の学校行事」，『学習指導要領』に示された学校行事を「狭義の学校行事」としている。（山田真紀・藤田英典「学校行事における活動の編成形態－活動の公開性／非公開性と競争性／共同性に注目して－」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第 36 巻，1996 年，pp.161−174。）吉仲（2000）は，「学校の行事」を「学校で恒例としてとり行うすべての催しごと」と述べている。（吉仲ミチ子「学校行事と学校の行事」押谷由夫他『道徳・特別活動重要用語 300 の基礎知識』明治図書，2000 年，p.257。）

(4) 前掲書『日本の教育課題〈第５巻　学校行事を見直す〉』，p.67。

(5) 同上書，p.5。

(6) 佐藤秀夫「学校行事の成立史」『教育』国土社，1968 年，pp.26−27。

(7) 教育学術研究会編『小学校事彙』同文館，1904 年，第五編 pp.372−425。

(8) 同上書，p.408。

(9) 中島銻三郎・今川仙之助『小学校行事の研究』明治図書，1917 年，pp.62−63。

(10) 乙竹岩三『教育科教科書学校管理法』培風館，1917 年，pp.137−204。

(11) 国民学校令施行規則　第一章　教則及編制　第一節　総則　第一条　第六款。（文部省『学制百年史』資料編，帝国地方行政学会，1972 年，p.116。）

(12) 平田宗史・今林裕次「わが国における運動会の歴史的考察（一）小学校運動会プログラムの変遷（明治期）」（『福岡教育大学紀要』第36号第４分冊，1986 年，pp.119−127）では，「体操及びリズム運動種目」や「軍事・教練的種目」「競走的種目」「遊技競争的種目」

及び「伝統的武芸種目」等が示されている。
(13)『小学校事彙』，第五編 p.382，p.394。
(14)同上書，第五編 p.394。
(15)大嶋三男「国民学校令時代の学校行事」『学校行事の系統的指導計画』明治図書，1960年，pp.14−15。
(16)相島亀三郎編『国民学校行事の研究』明治図書，1940 年，pp.36−37。
(17)文部省「教育課程一般・特別教育活動・学校行事等部会研究協議資料」，小学校教育課程研究協議会，1959 年，p.1。
(18)前掲論文「学校行事等の変遷」，p.40。
(19)山田真紀「学校行事の役割拡大のメカニズムに関する一考察」『日本特別活動学会紀要』第 10 号，2002 年，pp.58−59。
(20)同上論文，p.59。
(21)文部省『学習指導要領一般編（試案）』明治図書，1951 年，pp.21−22。
(22)前掲資料「教育課程一般・特別教育活動・学校行事等部会研究協議資料」p.1。
(23)西谷成憲「『戦後』における特別活動の歴史」（葉養正明編『新特別活動の研究』紫峰図書，1993 年，p.15。）引用の文部省資料「自由研究の実施結果」（1950 年）による。
(24)『学習指導要領一般編（試案）』，1951 年，p.22。
(25)山田栄は『小学校の教科外活動』（新光閣，1953 年，pp.137−164）の中で，児童集会の年間計画と実施の在り方と称して，朝礼，運動会，子ども会（学芸会），音楽会その他の行事の概要を述べている。
(26)文部省『小学校学習指導要領』大蔵省印刷局，1958 年，p.251。
(27)文部省『小学校学校行事等指導書』日本書籍，1960 年，pp.10−11。
(28)『小学校学習指導要領』，1958 年，p.247。
(29)同上書，p.2。
(30)文部省『小学校学校行事等指導書』，p.11。
(31)髙野桂一ら編「学校行事活動の研究－とくに運動会の活動と意義をめぐって－」東京都立教育研究所研究部，1959 年，p.7。
(32)同上書，p.9。
(33)前掲論文「我が国における学校行事の今後の展望に関する考察－小学校の学校行事を中心に－」，pp.123−130。
(34) 『小学校学校行事等指導書』，1960 年，p.31。
(35) 原清治他編『深く考え，実践する特別活動の創造』学文社，2009 年，pp.91−92。
(36) 文部省『小学校学習指導要領』大蔵省印刷局，1968 年，P.207。
(37) 『小学校学校行事等指導書』，1960 年，p.1。
(38)例えば，現行の『小学校学習指導要領解説 特別活動編』では，第４章第２節「内容の取り扱いについての配慮事項」の第１項において，「自主的，自治的な活動を特質とする内容と，教師の指導を中心とした児童の自主的，実践的な活動を特質とする内容を区別して指導すること」と明記している。（文部科学省『小学校学習指導要領解説 特別活動編』東洋館出版社，2008 年，pp.113−114。）

補記

本論文は，既発表論文が査読により修正し掲載されるものである。